

I 業務運営・財務内容等の状況  
 (4) その他業務運営に関する目標  
 ① 施設設備の整備・活用等に関する目標

中期目標	○ 本学の教育研究・社会貢献機能を強化するために、快適なキャンパス環境を計画的に整備する。
------	---

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由 (計画の実施状況等)	
		中期	年度	平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の 実施予定
【34-1】 機能強化の観点から、改定した キャンパスマスタープランに 基づき計画的な施設整備を行 う。	【34-1-1】 改定したキャンパスマスタープランに基 づく施設整備を推進する。			(平成 28~30 事業年度の実施状況概略) Kyoto Design Lab (D-lab) の活動拠点「KYOTO Design Lab (デザインファクトリー)」について、平成 28 年度に設計が完了し、平成 29 年度に竣工し、機能強化の観点に合致した施設整備が高く評価された。また、福知山キャンパスについては、平成 30 年度後期の学生受入開始までに地域課題 PBL のためのスペース等の必要な整備を完了させた。このほか、平成 29 年度にはキャンパスマスタープランの改定を行い、平成 30 年度にはこの改定したプランに基づいてセキュリティ対策工事等を行った。	引き続き、改定したキャンパスマスタープランに基づき、10 号館の機能改修、ライフライン再生等の施設整備を推進する。また、異分野交流の拠点として、南禅寺塔頭跡にあった歴史的建造物「何有荘」について、その文化的価値を保ちつつ、本学が有するテクノロジーを適用した「スマートハウス」として再建する。
		IV	IV	(平成 31 事業年度の実施状況) 【34-1-1】 平成 29 年度に改定したキャンパスマスタープランに基づき、デザインを基軸としたグローバル機能強化を図るため「KYOTO Design Lab (デザインファクトリー)」に隣接する東 1 号館及び東 2 号館について、一体的利用を行える機能改善のための改修を行った。また、デザインファクトリーの領域横断型の教育研究拠点としての機能が評価され、グッドデザイン賞を受賞した。さらに、学域ごとのゾーニングを進めたほか、省エネ対策のための空調機器の更新等を行うことで、約 10 か月間で 1,221 千円の光熱費が削減された。	

I 業務運営・財務内容等の状況  
 (4) その他業務運営に関する目標  
 ② 安全管理に関する目標

中期目標	○ 全学的な安全管理体制を強化させるとともに、教職員及び学生の安全に対する意識の啓発に努める。
------	---

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由 (計画の実施状況等)	
		中期	年度	平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の 実施予定
【35-1】 毒物・劇物の適正な管理を行うため、「化学物質管理システム」への登録を徹底させ、定期的に内部監査を実施して登録・管理状況を確認することにより、全ての試薬の登録を行う。	【35-1-1】 化学物質管理システムへの研究室保有試薬の登録状況を内部監査で確認し、登録の徹底を促す。また、年1回以上は在庫確認を実施し、登録内容の正確性を維持する。	III	III	(平成 28~30 事業年度の実施状況概略) 化学物質管理システムを運用し、操作方法説明会の開催、マニュアルの配布、環境安全教育研修での講義等を行い、適切な管理が行われるよう努めた。また、内部監査や棚卸しによる在庫確認を実施しており、不要試薬については一斉処分した。	引き続き、化学物質管理システムへの研究室保有試薬の登録状況を内部監査で確認し、登録の徹底を促す。また、年1回以上は在庫確認を実施し、登録内容の正確性を維持する。
				(平成 31 事業年度の実施状況) 【35-1-1】 内部監査を実施し、化学物質管理システムへの登録状況を確認した。また、システム操作方法説明会と棚卸しを実施し、長期保有高圧ガスボンベの返却と不要試薬の一斉処分を行った。	
【35-2】 教職員及び学生の環境・安全に対する意識を向上させるため、環境マネジメントシステム研修 (EMS 研修 (学部 4 年次生は参加必須)) や防災訓練など環境・安全に関する研修等を年 7 回以上実施する。	【35-2-1】 環境配慮と安全管理の意識を向上させるため、環境安全研修会や防災訓練などの教育研修を年 7 回以上実施する。	III	III	(平成 28~30 事業年度の実施状況概略) 4 月に環境安全教育デーを設定して集中的に研修を行うなど、環境や安全に関する研修を実施した。これらを合わせた実施回数は、各年度とも 7 回以上となっている。また、ISO14001 を認証取得しており、毎年度更新審査・定期審査を受けている。	引き続き、環境配慮と安全管理の意識を向上させるため、環境安全研修会や防災訓練等の教育研修を年 7 回以上実施する。
				(平成 31 事業年度の実施状況) 【35-2-1】 学生を対象とする避難訓練を 1 回、教員を対象とする環境マネジメントシステム等の研修を 3 回、学生及び教職員を対象とする環境安全教育研修や高リスク実験実習教育研修を 5 回実施した。また、ISO14001 の定期審査を受けた。	

I 業務運営・財務内容等の状況  
 (4) その他業務運営に関する目標  
 ③ 法令遵守に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学内規則を含めた法令遵守や情報管理の徹底を図り、適正な大学運営を行う。</li> <li>○ 研究における不正行為の発生を防止するための管理体制を強化する。</li> <li>○ 研究費の不正使用の発生を防止するための管理体制を強化する。</li> </ul>
------	---

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由 (計画の実施状況等)	
		中期	年度	平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の 実施予定
<p>【36-1】 構成員の法令遵守に対する意識を向上させるための研修等を年 1 回以上実施する。また、情報セキュリティ基本方針に基づき、情報セキュリティ対策を継続するとともに、啓発のための研修等を年 1 回以上実施する。さらに、法令遵守や情報管理についての内部監査を定期的に実施し、監事による総括を行う。</p>	<p>【36-1-1】 個人情報保護や法人文書管理等、法令遵守に対する意識を向上させるための研修を年 1 回以上実施する。また、内部監査を実施するとともに、監査に係る監事の総括を踏まえ、法令遵守体制の不断の見直しを行う。</p> <p>【36-1-2】 情報セキュリティ基本方針に基づき、必要な情報セキュリティ対策を講じるとともに、情報セキュリティに対する意識を向上させるための研修を年 1 回以上実施する。また、情報管理についての内部監査を実施するとともに、監査に係る監事の総括を踏まえ、情報管理体制の不断の見直しを行う。</p>	III	III	<p>(平成 28~30 事業年度の実施状況概略) 各年度において、個人情報保護及び法人文書管理に関する職員研修を実施した。また、各年度 11 月から 12 月にかけて個人情報保護監査及び法人文書管理監査を実施した。 情報セキュリティについては、「情報セキュリティ基本方針」に基づき対策を講じるとともに、研修を実施した。また、個人情報保護監査と併せて情報管理についての内部監査を実施した。平成 29 年度からは広報委員会、情報統括室、研究戦略推進本部の主催で教職員著作権等研修会を実施した。</p>	<p>令和 2 年度に、監事・監査室の役割を見直し、監査方針・監査計画の策定を監査室長が行うように整理するなど監査体制の充実・強化を図るとともに、コンプライアンス研修の未受講者に対する罰則規定の制定等、法令遵守に関する制度を強化しながら、引き続き各種研修や監査を実施する。 情報セキュリティについては、「情報セキュリティ基本方針」に基づき、必要な情報セキュリティ対策を講じるとともに、情報セキュリティに対する意識を向上させるための研修を年 1 回以上実施する。また、情報管理についての内部監査を実施するとともに、監査に係る監事の総括を踏まえ、情報管理体制の不断の見直しを行う。</p>
				<p>(平成 31 事業年度の実施状況) 【36-1-1】 引き続き個人情報保護及び法人文書管理に関する研修を実施するとともに、直近で発生した不正事案(不正経理等)の再発防止を目的としたコンプライアンス研修(全教職員研修)を実施した。また、12 月に個人情報保護監査及び法人文書管理監査を実施した。</p>	
				<p>【36-1-2】 情報セキュリティ対策基本計画を「京都工芸繊維大学におけるサイバーセキュリティ対策等基本計画」に更新し、10 月から同計画を実施した。また、引き続き情報セキュリティに関する研修、情報管理についての内部監査を実施した。情報管理体制について監事に報告の上、その適正な運用を確認した。</p>	
<p>【37-1】 研究倫理の向上を図るため、教員や学生に対し研究倫理に関する研修等を年 1 回以上実施</p>		III		<p>(平成 28~30 事業年度の実施状況概略) 毎年 4 月に学生向け及び教職員向け研究倫理教育を実施するとともに、e-learning 教材等も活用し、理解度をテストした。平成 30 年度には新入生オリ</p>	<p>引き続き教員や学生に対し研究倫理に関する研修の実施及び e-learning 教材の活用により、意識の向上を図るととも</p>

<p>する。実施にあたっては、理解度テストを継続的に実施し、研修の効果の把握・改善等に活用する。また、博士論文等に対し、ソフトを用いた不正引用チェック等を実施するなど、研究不正防止のための管理体制を強化する。</p>	<p>【37-1-1】 教員や学生に対し研究倫理に関する研修の実施及びeラーニング教材の活用により、意識の向上を図るとともに、理解度テストを実施する。また、論文剽窃防止ソフトの利用を促進する。</p>	<p>III</p>	<p>エンターションにて研究不正を防止するための資料を配布した。また、論文剽窃チェックツールを運用しており、平成 30 年度の利用件数は 338 件となっている。</p> <p>(平成 31 事業年度の実施状況) 【37-1-1】 4 月に学生向け及び教職員向け研究倫理教育を実施したほか、12 月のコンプライアンス研修において、「研究倫理、研究不正、利益相反、不正経理について」と題した教職員向け研究倫理教育を実施した。このほか、一般社団法人構成研究推進協会 APRIN による e-learning 教材の活用、論文剽窃チェックツールの運用等を継続した。研究不正に関する理解度調査を実施し、対象者 327 名中 316 名の回答があった。</p>	<p>に、論文剽窃防止ソフトの利用を促進する。また、令和 2 年度においては、前年度に実施した理解度テストの結果を検証する。</p>
<p>【38-1】 「公的研究費の不正防止計画」及び「公的研究費の不正防止等対応マニュアル」を必要に応じて見直すとともに、公的研究費の適正な使用に関する研修等や内部監査を実施する。</p>	<p>【38-1-1】 会計内部監査を実施し、その結果等を踏まえ、「公的研究費の不正防止計画」及び「公的研究費の不正使用防止マニュアル」の点検・見直しを行う。また、構成員等への周知徹底を図るとともに、学内におけるコンプライアンス教育(研修会)を実施する。</p> <p>【38-1-2】 契約手続きの適正性に関し、四半期毎に監事に対し調達状況の報告を行う。</p>	<p>III</p>	<p>(平成 28～30 事業年度の実施状況概略) 会計内部監査を実施したほか、公的研究費を管理する教職員・学生全員を対象に、コンプライアンス教育を毎年度実施した。平成 29 年度からは科研費公募説明会に際して教員対象に公的研究費使用ルールを改めて説明するとともに、旅費関連規則を改正し、旅費の精算方法や証憑の確認について厳格化した。また、会計内部監査の結果を踏まえ、公的研究費の不正使用防止マニュアルの見直しを行った。契約手続きの適正性を確認するため、各年度とも、四半期ごとに、監事に対し調達状況及び工事契約状況やキャンパス整備状況についての報告を行った。</p> <p>(平成 31 事業年度の実施状況) 【38-1-1】 引き続き会計内部監査、公的研究費を管理する教職員・学生全員へのコンプライアンス教育、科研費説明会時の公的研究費使用ルール説明を実施した。また、構成員の要望に基づいて新たに「会計手続きに関する説明会」を開催した。</p> <p>【38-1-2】 四半期ごとに、監事に対し調達状況について報告を行った。</p>	<p>公的研究費に関する監査体制を見直して強化するとともに、公的研究費に関する規則等の点検・見直しを行う。また、構成員等への周知徹底を図るとともに、学内におけるコンプライアンス教育(研修会)及び会計内部監査を実施する。さらに、問題点等を踏まえ本学独自の研修資料の見直しを行い、構成員に配布する。契約手続きの適正性の確認については、引き続き四半期毎に監事に対し調達状況の報告を行う。</p>

## (4) その他業務運営に関する特記事項等

## 1. 特記事項

## 【平成 28～30 事業年度】

## ○「デザイン」を基軸としたグローバル機能強化及び地域連携機能強化のための施設整備

本学が強みを有する「デザイン・建築」分野、「繊維・高分子」分野、「グリーンイノベーション」分野の更なる機能強化を行うため、平成 26 年度から大学戦略推進機構に教育研究拠点「KYOTO Design Lab」(D-lab)を設置し、海外一線級ユニット誘致をはじめとする研究及び人材育成の共同プロジェクト等の国際展開を図ってきた。

これらの取組は平成 28 年度以降も継続しているが、「KYOTO Design Lab」の活動拠点が学内に分散し、また狭隘であることが課題であった。このため、これらを集約して新たな活動拠点となる「KYOTO Design Lab (デザインファクトリー)」を整備することとし、平成 28 年度に D-lab においてワークショップを開催するなどして設計を行い、施設整備費補助金及び学長裁量経費を財源として工事を開始し、平成 29 年度に完成した。同ファクトリーでの活動が本格化した平成 30 年度においては、海外での認知度が高いデザイン誌「AXIS」の特集「World's Design Universities 2018」において D-lab の活動がロイヤル・カレッジ・オブ・アート、インペリアル・カレッジ・ロンドン、デルフト工科大学、東京大学等と並んで紹介され、それも本学が巻頭掲載された。記事中には、「国境や分野を超えた連携からイノベーションを生み出す実験場」として、コラボレーションを推進する効果を狙ってひとつながりに整備したファクトリー内の空間等が写真付きで詳細に紹介されており、分野融合や国際連携といった機能強化の方向性に合致した施設設計思想が評価されている。

地域連携については、平成 28 年度に京都府北部地域・北近畿での地域連携を主眼とする学部教育課程「地域創生 Tech Program」を開設するのに合わせ、京都府北部に「福知山キャンパス」を新設した。当該プログラムでは京都市内の松ヶ崎キャンパスで基礎教育科目等を修めたのち、3 年次後学期から福知山キャンパスで学修することとしており、それに向けて平成 30 年度までに同キャンパスの整備を進めた。

同キャンパスは旧福知山女子高等学校の土地・建物を購入して取得したものであったため、大学キャンパスへの転用に必要となる各種改修や整備を実施し、地域課題 PBL を行うための設備群を設けた活動スペースを整備し、当該施設を活用した地域の自治体や企業との連携・協働による教育研究プロジェクトの実践が可能となった。

< 関連計画：【34-1】 >

## 【平成 31 事業年度】

## ○「KYOTO Design Lab (デザインファクトリー)」の隣接既存棟の改修によるファクトリーの機動性・機能性向上

平成 30 年度までに整備を進めてきた「KYOTO Design Lab (デザインファクトリー)」について、更なる機動性と機能性を実現するため、隣接するデザイン・建築系の講義室や研究室がある既存棟（東 1 号館及び東 2 号館）と一体的に利用できるよう、既存棟の老朽化した壁面・床面等を補修した。この際、高い評価を得ているデザインファクトリーと統一感のある内装を既存棟にも適用することで、国内外から来訪する学外研究者が快適かつ連続的に利用できるよう配慮し、ファクトリー機能の拡張を図った。

デザインファクトリーの施設設備は、その機能拡張や活動の展開とともに各方面から高い評価を得るようになってきており、平成 31 年度においては 2019 年度グッドデザイン賞（「公共の建築・空間」部門）を受賞した。審査委員からは、領域横断型の教育研究拠点として、新たな設備や技術を取り込む先進的な拠点として期待されると評価されての受賞となった。

< 関連計画：【34-1-1】 >

## ○新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症が日本において流行の兆しを見せ始めた令和 2 年 1 月以降、構成員に学長名で注意喚起を行った。2 月 26 日には学長・理事・副学長・研究科長・保健管理センター長と、総務企画課長及び学生関係各課長で構成する新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、学位記授与式の中止決定や新年度の行事・授業日程の変更内容等の必要事項の検討を行った。

京都府内においては、感染 1 例目が 1 月 30 日に、2 例目が 2 月 5 日に報告されて以降しばらく新たな感染者が報告されていなかったが、3 月 3 日に 3 例目が報告されて以降は急速に感染拡大が見られ、3 月末までの期間において、感染経路不明な事例の割合やクラスター発生等の流行の動向も日々変化していった。この状況の中で、学生・教職員に対してどのような注意喚起や要請を行うか、新年度の各種手続き等をどうするかといった検討は非常に困難であったが、対策本部において学長のリーダーシップのもと、迅速に意思決定を行い対応に当たった。

## 【平成 30 事業年度評価における課題に対する対応】

## ○研究経費の不適切な経理の再発防止に向けた取組

平成 30 年度に、本学教授による研究経費の不適切な経理（学内における無許可での営利行為、無断での業務委託契約、無届け兼業）が判明した。平成 30 年 8 月から事実関係を調査し、当該教員への聞き取りも行った上で、平成 31 年度

に懲戒審査委員会及び教育研究評議会の審査結果を踏まえ、6月27日付で諭旨解雇の懲戒処分を行った。

また、本学教授（前理事・副学長）による特許手続き等の問題の指摘を受け、平成30年11月に本学職員懲戒規則に基づき調査・懲戒審査の上、海外企業と自身のベンチャー企業との契約に無断で副学長名のサインをした違法契約等の非違行為を確認し、平成31年度に懲戒審査委員会及び教育研究評議会の審査結果を踏まえ9月12日付で懲戒解雇処分を行った。

再発防止に向けて、例年4月に実施している研究費の適切な執行及び研究倫理に関する全教職員研修（約1時間）に加え、12月にも全教職員を対象とするコンプライアンス研修及び会計手続きに関する説明会（約2時間半）を実施した。コンプライアンス研修では、本学で発生した不正事例及び処分内容について学長から説明した上で、研究担当理事及び人事労務課長から、研究倫理、研究不正、利益相反、不正経理、兼業等について教職員として守るべきルールを説明した。また、会計手続きに関する説明会は本年度に実施した教職員アンケートの要望を受けて実施したもので、具体的な手続きの説明に先立って経理不正の事例等を紹介し、学内規則や「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」等に沿って適正に執行するべき旨を強調する内容とした。また、当日欠席者のために研修の様子を撮影した動画を学内ネットワークにて公開し、欠席者に視聴を依頼した。

また、平成31年度中に本学の管理体制の見直しを行い、令和2年度に以下の取組を実施することを決定した。

- ① 公的研究費及び研究活動の不正防止に係る管理・運営体制の一本化を図り、統括管理責任者を研究担当理事で統一する。
- ② 監事機能を強化するため、監査室員を1名から2名に増員し、監査方針・監査計画の策定を監査室が行うように整理するなど監査支援体制を充実させる。
- ③ 会計内部監査について、過去に指摘事項として記載されたものに対するフォローアップ方法の見直しを図り、再発防止策を強化する。
- ④ コンプライアンス研修の未受講者に対する罰則規定を制定する。

特許手続きの問題に関しては、上記の取組に加え、本学の要職にあった者の不正行為であることを重く受け止め、当時の理事・副学長として当該教員に多くの権限が集中していたことに原因があったと判断し、平成30年10月に権限を分散させ、互いに牽制可能な知的財産管理体制とした。また、従来の利益相反マネジメントシステムの機能状況に問題があったことから、全教職員への利益相反に係る自己申告を実施することで利益相反マネジメントの実質化に取り組んだ。さらに、令和元年9月20日に全教職員を対象とした学長・理事による「懲戒事案に関する説明会」を開催し、コンプライアンスの徹底を促した。

## 2. 共通の観点に係る取組状況

### 【平成28～31事業年度における法令遵守及び研究の健全化に関する取組について】

毎年度、4月に学生及び教職員を対象とした研究倫理教育や、公的研究費を管理する者を対象としたコンプライアンス教育を実施している。さらに、平成30年度に本学教員による不正経理等が発覚したことを受けて、当該教員の懲戒処分が確定した平成31年度に、4月の教育に加えて12月に改めて事例を具体的に紹介しながらコンプライアンス研修を実施し、再発防止に努めた（pp. 46-47「研究経費の不適切な経理の再発防止に向けた取組」）。このほか、科研費説明会に際して公的研究費使用ルールを説明するなど構成員への周知徹底を図った。また、旅費関連規則については旅費の精算方法や証憑の確認を厳格化する改正を行った。

災害等の危機管理については、学生安否確認システムを運用し、各種手続きや成績確認等で学生が日常的に使用するポートフォリオシステムに連動させることで着実に安否確認できる仕組みを整えている。また、危機管理規則等の諸規定を制定しており、平成31年度においては規則に基づいて新型コロナウイルス対策本部を設置して対応に当たった。

また、第2期中期目標期間において試薬等の毒劇物の管理に関する不適切な取り扱いが複数発覚したことから、化学物質管理システムの登録の徹底、学内規則の見直し（毒劇物管理責任者の責務として健康障害予防や環境汚染防止等を明記するなど）、再教育の実施等により再発防止を図った。第3期中期目標期間においても、化学物質管理システムの運用や使用方法の教育、化学物質の棚卸し等の取組を継続しており、適正な管理を徹底している。

### 【第3期中期計画に掲げる定量的指標の進捗状況について】

番号	中期計画における定量的指標	平成31年度実績
35-2	環境・安全に関する研修等年7回以上	9回